

行橋市告示第29号

行橋市障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に向けた原油価格・物価高騰対策費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

行橋市長 工藤政宏

行橋市障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に向けた原油

価格・物価高騰対策費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱水費、食材料費等の価格高騰による影響を受けている障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の経営負担を支援し、利用者に対する安定的かつ継続的なサービス提供を確保するため、予算に定める範囲において、行橋市原油価格・物価高騰対策費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、令和7年1月1日において、行橋市内に所在し、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業を行う事業所を開設し、又は管理する代表者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する障害児相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施

設入所者生活介護又は同条第24項に規定する居宅介護支援事業

- (3) 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護、同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護又は同条第16項に規定する介護予防支援事業

2 前項に規定するもののほか、助成金の交付対象となる事業所は、申請日において事業の廃止又は休止をしていないものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、助成金を交付しない。

- (1) 事業所が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）である場合

- (2) 事業所の役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）である場合

- (3) 事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する障がい福祉サービス事業所 障がい福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

- (2) 第2条第1項第2号又は第3号に該当する介護サービス事業所 介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）

2 前項の規定により申請書を提出しようとする助成金の交付対象者（以下「申請者」という。）は、申請書により次に掲げる事項を表明し、これを保証しなければならない。

- (1) 助成金の交付対象者としての要件を満たした者であること。
- (2) 申請書及びその他の提出書類に虚偽がないこと。
- (3) 申請書を重複して提出していないこと。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合においては、速やかに返還命令に応じること。

3 前項に規定する申請書の提出期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは障がい福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金交付決定通知書（様式第3号）（前条第1項第1号の規定に基づく申請があったときに限る。）又は介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金交付決定通知書（様式第4号）（前条第1項第2号の規定に基づく申請があったときに限る。）により、不適當であると認めるときは障がい福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金不交付決定通知書（様式第5号）（前条第1項第1号の規定に基づく申請があったときに限る。）又は介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金不交付決定通知書（様式第6号）（前条第1項第2号の規定に基づく申請があったときに限る。）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、あらかじめ申請者により指定のあった口座に当該助成金を振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の不備による振込不能その他申請者の責めに帰すべき事由により助成金の交付ができなかった場合において、補正その他必要な指導に対する適当な対応が得られなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(助成金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定事業者（第5条の規定により助成金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定後において、その金額等に誤りがあることが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める取消通知書により通知するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する障がい福祉サービス事業所 障がい福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金交付決定取消通知書（様式第7号）
- (2) 第2条第1項第2号又は第3号に該当する介護サービス事業所 介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金交付決定取消通知書（様式第8号）

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める返還命令書により、期限を指定した上で返還を命じるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する障がい福祉サービス事業所 障がい福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金返還命令書（様式第9号）
- (2) 第2条第1項第2号又は第3号に該当する介護サービス事業所 介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策費助成金返還命令書（様式第10号）

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(立入調査等)

第10条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定事業者に必要な事項の報告を求め、又は市の職員をして関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年8月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定に基づく助成金の返還に関して必要な手続については、なおその効力を有する。